

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC運輸に雇用され、トラック運転手として勤務していたところ、同年〇月〇日午後3時30分頃、大型トラックを運転中、ハンドル操作を誤り、対向車線歩道の街路樹に激突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、負傷当日、D病院に救急搬送され、「右膝蓋骨骨折、右膝関節血症、胸部打撲」と診断され、同病院にて手術が予定されたが、請求人の希望によりE病院に転医し、翌〇日から入院加療となった。

請求人は、同年〇月〇日にE病院を退院して、翌〇日から通院加療となり、A県F市の自宅から自家用車による通院を開始した。

請求人は自宅からE病院までの通院に要した費用について、監督署長に対して療養補償給付（移送費）を請求したが、監督署長は移送費の支給基準に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないと  
した監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

当審査会においては、請求人がE病院にて手術を行い、その後も同病院において入院・加療を行っていた事実があることを勘案し、同病院にて経過観察及びリハビリテーションを行う必要があるか否かについて、請求人の負傷に係るX線写真の読影を行い、右膝蓋骨骨折の状態について慎重に検討を行った。

画像読影の結果、請求人の負傷部位は、一般的な膝蓋骨骨折であり、特に重篤な症状であるとは言えないことから、必ずしも執刀医による経過観察が必要であるとは認められないものと判断する。

したがって、本件について、移送費の支給要件の例外と認める事情があるとは判断できない。

#### 3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る移送費の請求については支給要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。